

総会

配布：一般

2005年11月21日

第60会期

議事日程議題 72

2005年11月1日に総会により採択された決議

[主要委員会への付託無し (A/60/L.12 and Add.1)]

60/7. ホロコーストの追憶

総会は、

人種、宗教または他の地位のような、あらゆる種類の区別なしに、すべての者がそこに定められているあらゆる権利および自由に対する権利を有していることを宣言している、世界人権宣言¹を再確認し、

すべての者は、生命、自由および身体の安全についての権利を有すると述べている、世界人権宣言第3条を想起し、

すべての者は、思想、良心および自由についての権利を有すると述べている、世界人権宣言の第18条と市民的及び政治的権利に関する国際規約²の第18条をまた想起し、

「戦争の惨害から将来の世代を救い」という国際連合憲章の設立原則は、国際連合と第二次世界大戦との間の忘れられない結び付きの証言であることを念頭に置きつつ、

¹ 決議 217A (III) .

² 決議 2200A (XXI)、添付文書を見よ。

ナチス政権により犯されたもののような集団殺害の繰り返しを避けるために採択された、集団殺害の防止および処罰に関する条約³を想起し、

人権の無視および軽蔑が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらしたと述べている世界人権宣言の前文もまた想起し、

総会の第 60 会期が、ナチス政権の打破の 60 年目の期間中に行われるという事実に留意し、

独特なイベントの、総会の第 28 回特別会期が、ナチス強制収容所の解放の 60 周年を記念して開かれることを想起し、

強制収容所を解放した兵士により示された勇気と献身を称え、

他の少数者の数え切れない構成員に加えて、ユダヤの人々の 3 分の 1 の殺害をもたらした、ホロコーストが、憎悪、人種的偏見、人種差別および偏見の危険についての全ての人々への警告に永久になるであろうことを再確認し、

1. 国際連合は、ホロコーストの犠牲者を記念して年一回の国際的な記念日として 1 月 27 日を指定することを決定する。

2. 加盟国に対し、集団殺害の将来の行為を防止するのを助けるためホロコーストの教訓を将来の世代に教え込む教育プログラムを策定することを促し、そしてこの文脈でホロコースト教育、追憶および調査に関する国際協力のためのタスクフォースを称賛する。

3. 全部または一部のいずれかであれ、歴史的出来事としてのホロコーストの何らかの否定を拒絶する。

4. ナチス絶滅収容所、強制収容所、強制労働収容所およびホロコースト期間中の刑務所として使われた場所を保存することに積極的に従事してきた国家を称賛する。

³ 決議 260A (III)、添付文書。

5. 種族的出身または宗教的な信念に基づく個人や地域共同体に対する宗教的な不寛容、扇動、いやがらせまたは暴力のあらゆる表現を、どこで起ころうとも、無条件で非難する。

6. 事務総長に対し、集団殺害の将来の行為を予防するのを助けるために、「ホロコーストと国際連合」の主題で啓蒙活動の計画を、並びにホロコーストの追憶と教育のために市民社会を動員する措置を確立することを、本決議の採択の日から6か月以内にこの計画の確立について総会に報告すること、またその後は総会の第63会期に同計画の実施について報告することを要請する。

第42回本会議

2005年11月1日